

## 参考資料

四街道市職員定数条例新旧対照表

改正案		現 行	
(職員の定数)		(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。		第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
区分	定数	区分	定数
議会の事務局の職員～教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	(略)	議会の事務局の職員～教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	(略)
消防機関の職員	132人	消防機関の職員	123人
企業職の職員	30人	企業職の職員	25人
合計	730人	合計	716人